



市 章

大津市公報

平 成 29 年 8 月 15 日
号 外 (第 44 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 91 大津市公印規則の一部を改正する規則..... 1
- 92 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。
平成29年 8 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第91号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 管守者は、あらかじめ、公印を使用させる時間を正規の勤務時間内において定めるものとする。

第 5 条第 6 項中「正規の勤務時間外」を「前条第 5 項の規定により管守者が定めた時間外」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成29年 8 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第92号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成21年規則第91号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第27号を第29号とし、第17号から第26号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第16号中「命令」の次に「及び立入検査」を加え、同号を同条第18号とし、同条第15号を同条第17号とし、同条第14号の次に次の 2 号を加える。

法第24条の 2 第 1 項の規定による診療所又は助産所の開設者に対する措置の命令に関すること。

法第24条の 2 第 2 項の規定による診療所又は助産所の業務の停止の命令に関すること。

附 則

この規則は、医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）の施行の日から施行する。